

## 三原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原知域みらい創造グループ(指定管理者)が三原市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 三原市立図書館(以下「図書館」という。)で配架する雑誌を広告媒体として事業者等に提供し、当該事業者が当該雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を節減し、この財源を他の図書資料の購入費に充当することにより、蔵書の充実と図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者(以下「雑誌スポンサー」という。)が購入費を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の雑誌コーナーに配架して、図書館利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象とする事業者等は、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他三原市立図書館長(以下「館長」という。)が認める者とする。

2 掲載する広告は、三原市広告掲載取扱要綱第3条を基本原則とし、雑誌スポンサー及び広告の内容は、三原市広告掲載取扱要綱第4条、三原市広告掲載取扱要綱に係る運用基準第1項各号に該当するもの及び図書館長が適当でないと判断したものは掲載しない。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年間(4月1日～3月31日)とする。年度途中からは、図書館長が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、図書館長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 雑誌スポンサーからの年度途中で解約は、原則として受け付けない。

(雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館長が選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正・削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することができる。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ図書館長と協議する。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館長が指示する広告内容の修正・削除等に応じなければならない。

(審査会)

第8条 前条の審査を行なうために、図書館内に三原市立図書館雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長に館長、委員に副館長、その他館長が必要と認める職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代行する。

（会議）

第9条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会の議事は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委員が一堂に会することが困難な場合は、持ち回りにより、審議を行うことができる。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

（雑誌スポンサーの責務）

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。